

本教委第 888号
令和3年1月21日

各小中学校長 殿
各幼稚園園長 殿

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う沖縄県緊急事態宣言の発令に伴う対策強化について

県内全域において新型コロナウイルス感染症が大幅な拡大傾向にあることから、令和3年1月19日付で沖縄県緊急事態宣言が発令されました。本町においても直近1週間の新規感染者が複数確認されていることなどから、今後、学校においても同様の状況が発生すると考えられます。学校生活を維持し、学びの補償をしていくためには、より一層警戒を強めなければならない状況となっております。

つきましては、宣言期間中(令和3年1月20日～2月7日)の間においては、下記のとおり対策を講じられますようお願いいたします。

記

1 学校生活について

引き続き、県教委から示された県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(別紙1-1)の行動様式に準じ、対策を行う。(※本部町地域は1月21日現在レベル3-①)

2 部活動について

平日の部活動については60～90分程度、土日休日は2時間程度とすること。また、宣言期間中の対外試合を禁止します。

3 職員の対策等について

出勤や病院受診、生活必需品の買い出し等、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、不要不急な外出を自粛すること。また、飲食を伴う懇親会、大人数や長時間の会食等も自粛すること。

4 学校施設の利用について(社会体育)

宣言期間中、学校体育施設の使用については、夜8時までとします。

本教委第 889号
令和3年1月21日

各小中学校長 殿
各幼稚園園長 殿

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る幼児児童生徒・職員及び学校の対応について(8月14日時点)の一部変更について

令和2年8月20日付けで県教委より「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇等に関する服務上の取扱いについて(教人第865号)」の通知がありましたので、本教委から発出した見出しの件(本教委442号)につきましては、下記の通り一部変更となります。ご対応よろしくお願い致します。

記

3 新型コロナウイルス感染症に係る職員の服務上の取扱いについて

- (1)「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇等に関する服務上の取扱いについて(教人第865号)」に従い、対応すること。
- (2)職員及び同居家族が発熱等の風邪症状がみられる場合は、(1)の通知文の項目7に該当するため、在宅勤務とし、在宅勤務命令簿に記録し、在宅勤務状況を管理すること。

5 根拠資料

- 「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇等に関する服務上の取扱いについて(教人第865号令和2年8月20日発出)」

※新型コロナウイルス感染症に係る職員の服務についての取扱いは、これまでの文書は廃止し、令和2年8月20日以降は、令和2年8月20日付け教人第865号の文書に従い、対応することとなります。

新型コロナウイルス感染予防対策

● 学校が行うこと

- ① 手洗い・うがい・手指消毒 の徹底
- ② マスク着用の徹底（マスクは、家庭から持参）
- ③ 三密防止の徹底（密集、密接、密閉）避ける
- ④ 児童の健康観察と検温「保護者との連携」
- ⑤ トイレ、蛇口、iPad 等 共通使用する物の消毒

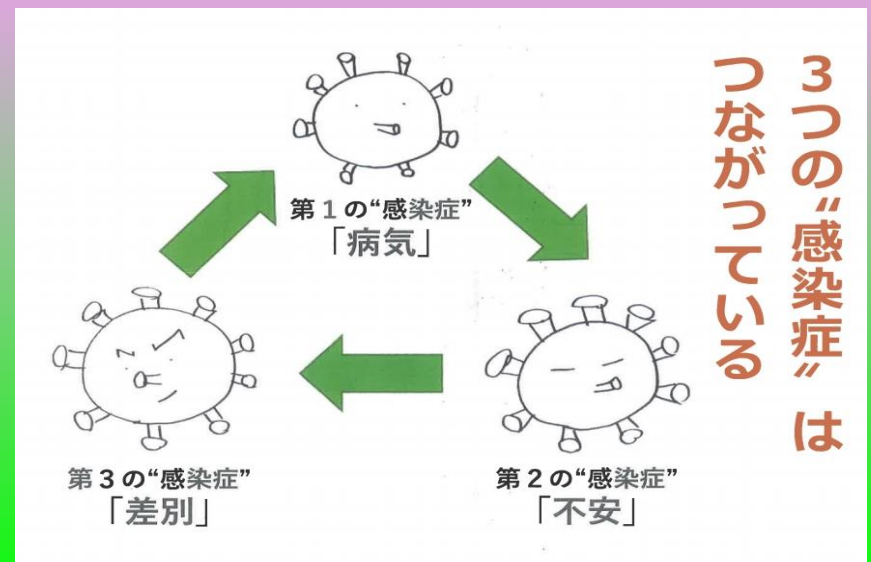
新型コロナウイルス感染予防対策

● 来校時、保護者が行うこと

- ① 来校前の「健康管理」と「検温」を確実に！
- ② マスク着用の徹底（マスクは、家庭から持参）
- ③ 三密防止の徹底（密集、密接、密閉）避ける
- ④ 家族に発熱、体調不良など居る場合、ご遠慮
- ⑤ トイレ、水道の蛇口、使用後は 消毒をする

新型コロナウイルス感染予防対策

- 本部小学校の(児童・先生方)みなさんが、感染しないため
- 皆さんの「ご家族」や、じいちゃん、ばあちゃん、のため、
- 本部町の地域や、沖縄県の皆さんの幸せのために、
みんなで 気を付けて、予防に 取り組み ましょう！！



I ・ 新型コロナウイルス感染症の特徴

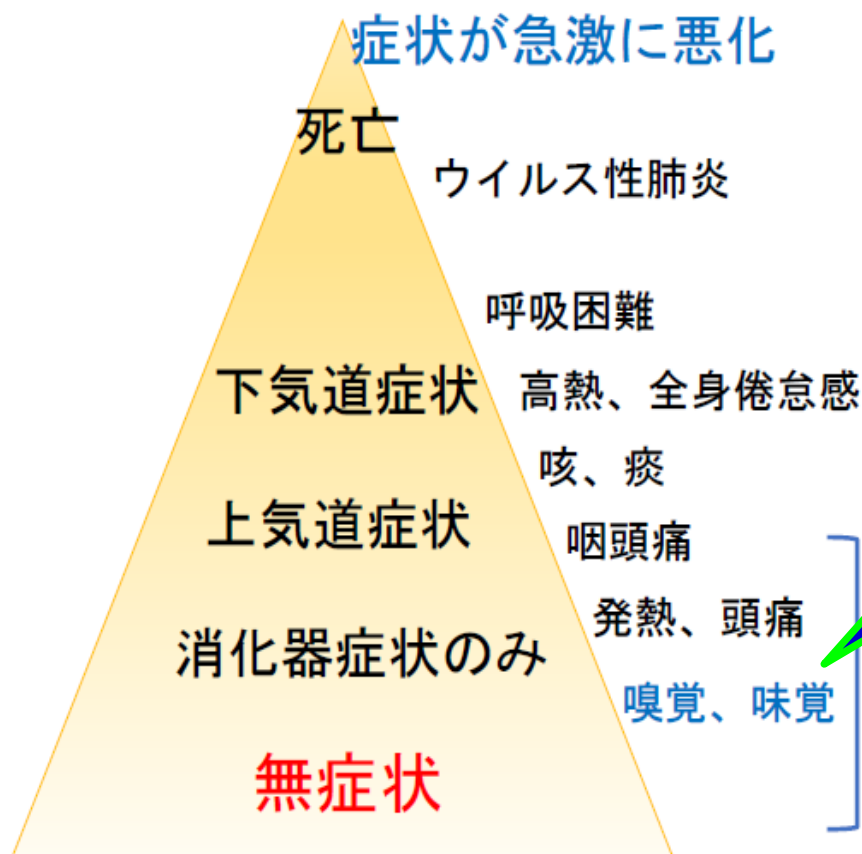
1) 症状

潜伏期間：2～12.5日

感染力：発症2日前から

致死率：2.1%

(SARS10%、MERS37%)



- 甘い、塩辛い、など感じない。

- 同じものを口に入れても、いつもと違うように感じる。

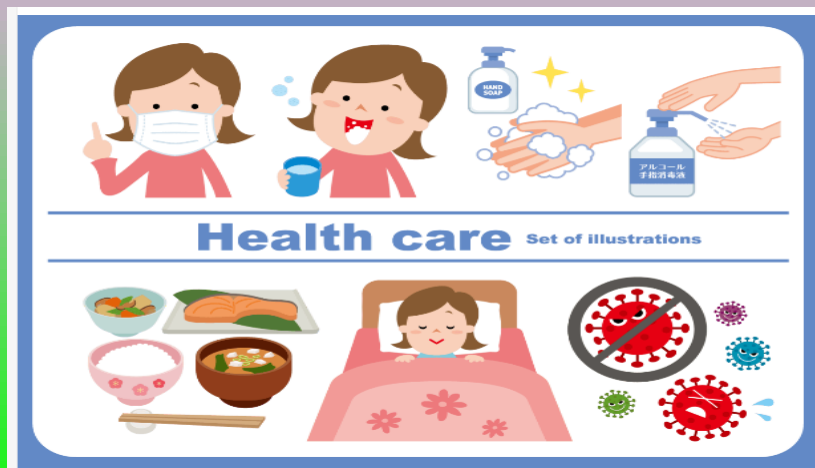
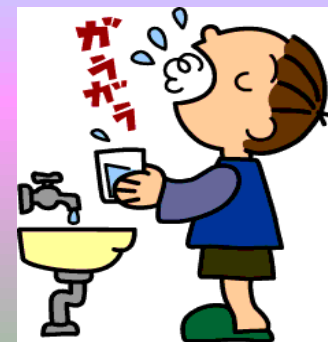
- 毎日の食事を通して確認をする。
- 五感を使って、変化に注意する。

■ 基本的な感染拡大対策の実施

① 感染源を絶つ！

② 感染経路を絶つ！

③ 抵抗力を高める！



■ 基本的な感染拡大対策の実施

① 感染源を絶つ！

- 発熱等の風邪の症状がある場合は、登校しないこと

- 登校時の健康状態の把握を、徹底すること

■ 児童生徒の感染源は、

- ① 「家庭内感染」 ⇒ (70 %) 親などからの感染
- ② 「学校内感染」 ⇒ (05 %) クラスからの感染
- ③ 「経路等不明」 ⇒ (25 %) 中学生の部活など

■ 基本的な感染拡大対策の実施

② 感染経路を絶つ！

● マスクの着用 ⇒ いつでも、どこでも、人と接する時は

● 石鹸による「手洗い」、アルコールによる「手指消毒」

手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



■ 基本的な感染拡大対策の実施

③ 抵抗力(免疫力)を高める！

● 強靱な身体で ⇒ ウイルスを跳ね返せ！！

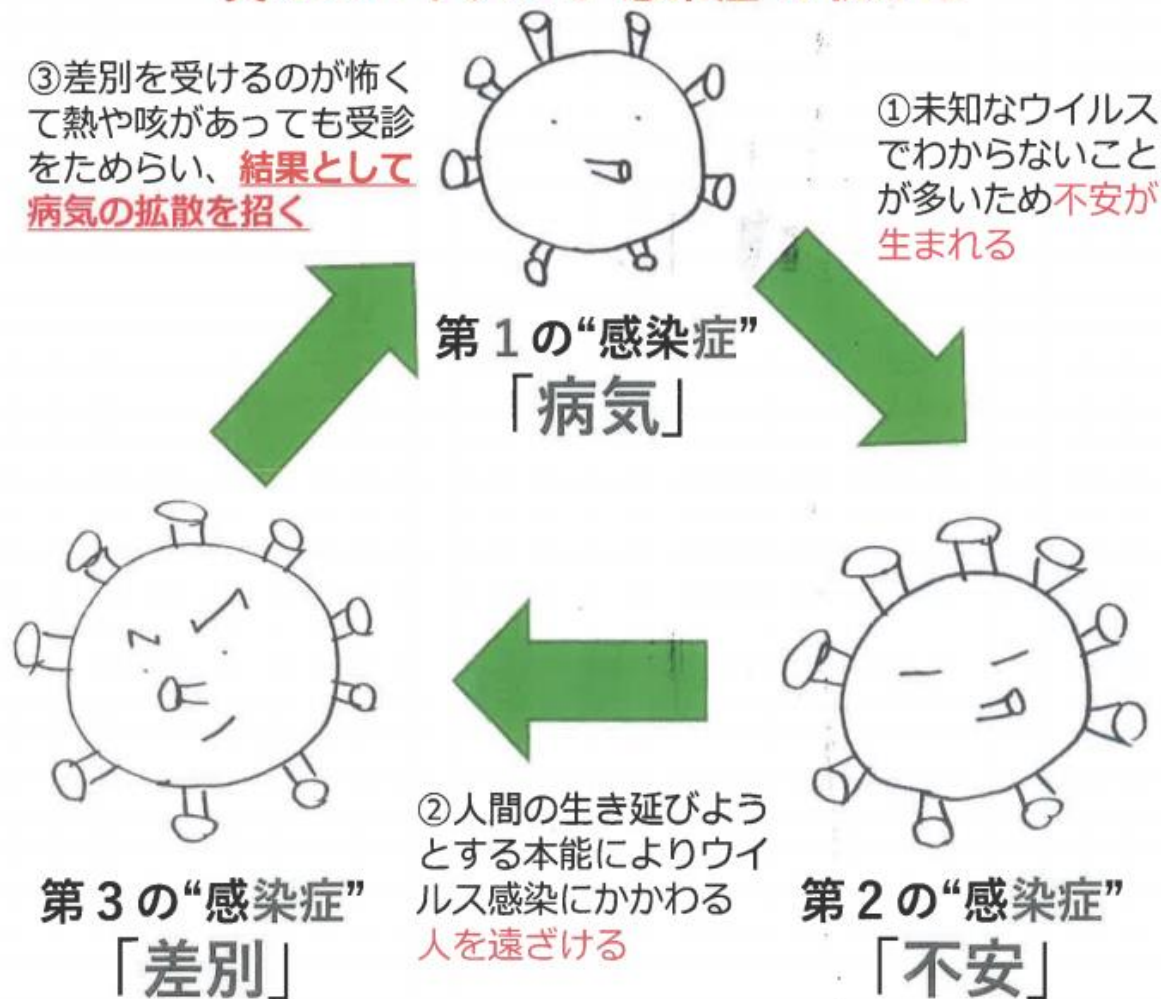
● 栄養バランスの「良い食事」、「十分な睡眠」を！



3つの“感染症”は

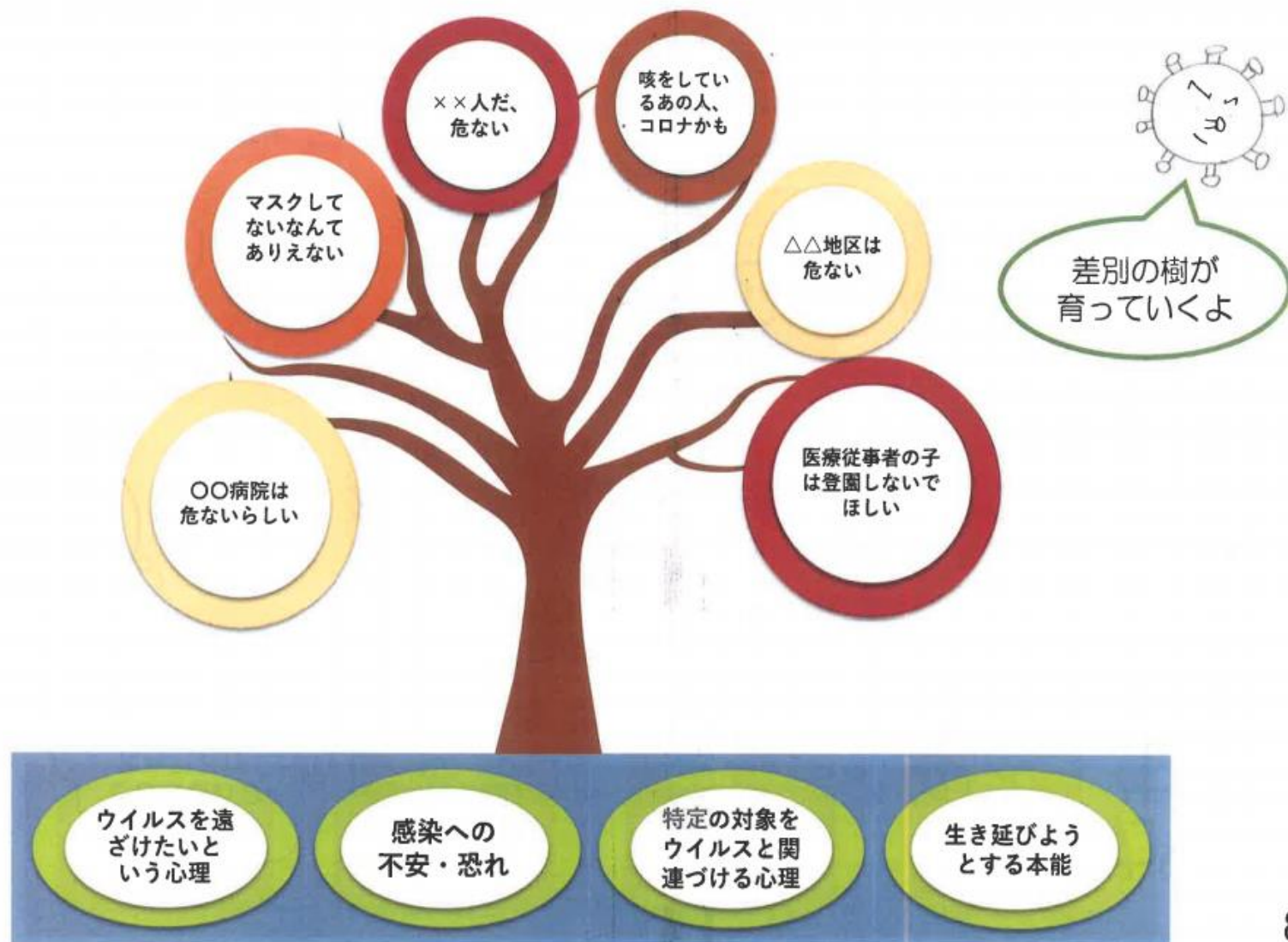
どうつながっているの？

負のスパイラルで“感染症”が広がる



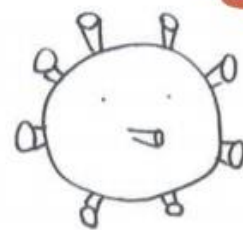
この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることです。

特定の人・地域・職業などに対して
「危険」「ばい菌」といったレッテルを
貼る心理によって差別や偏見はおこります。



第1の“感染症”を

ふせぐために



1人1人が衛生行動を徹底しましょう。

「手洗い」

「咳エチケット」

「人混みを避ける」

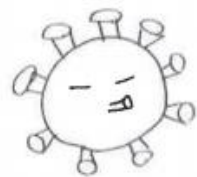
など、

ウイルスに立ち向かうための行動を、

自分のためだけではなく周りの人のためにもすることが大切です。



第2の“感染症”に



ふりまわされないために

不安や恐れは私たちの

気づく力

聴く力

自分を支える力

を弱めます。

不安や恐れは身を守る為に必要な感情ですが、私たちから力を奪い、冷静な対応ができなくなることもあります。

